

博士論文のインターネット公表について

九州工業大学附属図書館

2015

博士論文の機関リポジトリ公開に関するFAQ

Q1. 博士論文の全文は必ず九工大機関リポジトリにより公表しなければいけないのですか？

A. 平成 25 年 4 月に学位規則が改正され、平成 25 年 4 月 1 日以降に博士の学位を授与された人は、本学学位規則第 20 条の規定に基づき 1 年以内に博士論文の全文を九工大機関リポジトリにより公表する必要があります。ただし、「やむを得ない事由」により、全文を公表できない場合は、当該学府・研究科の教授会の承認を得て、全文に代えて要約を公表し、「やむを得ない事由」がなくなった時に全文を公表することになります。なお、平成 24 年度までに授与された博士学位のインターネット公表は任意です。

Q2. 「やむを得ない事由」とはどのような場合でしょうか？

A. 以下の 4 つの場合が考えられます。

- 1) 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネット利用により公表することができない内容を含む場合。
- 2) 博士論文が、著作権や個人情報に係る制約の理由により、博士の学位を授与された日から 1 年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合。
- 3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が生じる場合。
- 4) 博士論文が、企業等との共同・受託研究において守秘義務を負う内容が含まれる場合（博士論文の公表について企業等の同意がある場合を除く）。

なお、「やむを得ない事由」が無くなった場合、当該博士論文の全文を本学の機関リポジトリで公表する必要があります。

Q3. 博士論文あるいはその一部をこれから雑誌に投稿する予定の場合はどうなりますか？

A. 九工大機関リポジトリにより博士論文を公表した場合、公表済とみなされその論文を雑誌等に二重に投稿することができなくなる可能性があります。博士論文を雑誌に投稿する予定がある場合、各出版社や学会の投稿規定を確認して下さい。投稿予定の出版社や学会が、機関リポジトリにより公表した論文の投稿を禁じている場合は、「やむを得ない事由」として論文の要約による公表となります。以下のサイトに各出版社・学会の著作権ポリシー概要があります。

- 1) SCPJ(国内学協会著作権ポリシーデータベース) <http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/>
- 2) SHERPA/RoMEO(海外) <http://www.sherpa.ac.uk/romeo/>

Q4. 「やむを得ない事由」がある場合に全文に代えて公表する要約とは、どのようなものですか？

A. 博士論文の全文で公開できない内容を伏せた上で、章立てごとに当該論文の全体がわかる形でその内容を短くまとめたものです。なお、「論文内容の要旨」は、中心となる考え方やその部分をまとめたもので、全体的な内容をまとめた要約とは異なります。

Q5. 九工大機関リポジトリに登録すると著作権は譲渡されるのですか？

A. 著作権は著作権者(著者又は出版者)が保持したままであり、本学には譲渡されません。著作権者から許諾して頂くのは以下の2つです。

- 1) 九工大機関リポジトリの登録にあたり、サーバ上に電子ファイルを複製しアップロードすること等、登録に際して必要な複製・媒体変換を行うこと(複製権)。
- 2) 登録された電子ファイルをネットワークで不特定多数に無償公開すること(公衆送信権)。

Q6. 博士論文内で他者の論文の文章や図表等を転載している場合はどうなりますか？

A. まず確認しておきたいのは、引用と転載の違いです。適正な引用の場合は、著作権者から許諾を得ずに使用できます(分野の慣行によっては確認した方がよい場合もあります)が、転載の場合は許諾を得る必要があります。以下の要件を満たす場合、引用とみなされます。(著作権法第32条、48条)

- 1) 引用する資料等は既に公表されているものであること
- 2) 「公正な慣行」に合致すること
引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること
カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること
- 3) 報道、批評、研究などのための「正当な範囲内」であること
引用を行う必然性があること
- 4) 出所の明示がなされていること

これら引用の要件が満たされていない場合は、転載となり著作権者の許諾が必要です。機関リポジトリで公表する場合、転載の許可だけでなくインターネットでの公表についても許諾を得て下さい。

Q7. 九工大機関リポジトリに一度公表したファイルの差し替えや取り下げはできますか？

A. ファイルの差し替えは可能です。また、正当な理由があれば「九州工業大学学術機関リポジトリ運用要項」の第7条(1)より「登録者本人から削除の申し出がある場合」削除することができます。

(様式A)

博士論文のインターネット公表（九州工業大学機関リポジトリ掲載）確認書

平成 年 月 日

殿

学位の区分： 課程・論文	学位の種類： 博士（ ）
ふりがな 氏 名	
学位授与予定日	平成 年 月 日（予定）
論文題名	
学位取得後 の連絡先	住所：〒 Tel : Email :

※ 以下の□にチェックしてください。また必要箇所には記入してください。

【全文の公表】

私が執筆した博士論文（全文）について、インターネット公表に関する権利関係を確認した結果、公表することに問題はありません。

【論文要約の公表】

私が執筆した博士論文（全文）について、下記事由のため、インターネット公表を保留してください。

つきましては、要約での公表を希望しますが、下記事由が消滅した際は、所定の報告書（様式B）と博士論文（全文）を提出いたします。

項目	保留事由	様式B報告書の提出時期
<input type="checkbox"/> 図書出版	<input type="checkbox"/> 出版済み（又は出版予定【平成 年 月予定】）で、出版社の著作権ポリシーを確認した結果、【平成 年 月予定】まで公表することができない。	公表が可能となった日
<input type="checkbox"/> 学術誌等への掲載	<input type="checkbox"/> 掲載済み（又は掲載予定【平成 年 月予定】）で、出版社の著作権ポリシーを確認した結果、【平成 年 月予定】まで公表することができない。	公表が可能となった日

項目	保留事由	様式B報告書の提出時期
<input type="checkbox"/> 特許・実用新案出願	<input type="checkbox"/> 特許出願予定又は審査中（出願公開前） 【出願（予定）：平成 年 月】	出願公開日
	<input type="checkbox"/> 実用新案出願予定又は審査中 【出願（予定）：平成 年 月】	登録日
<input type="checkbox"/> 共同研究・受託研究関係	<input type="checkbox"/> 博士論文が、企業等との共同・受託研究において、守秘義務を負う内容が含まれるため 【平成 年 月予定】まで公表することができない。	公表が可能となった日
<input type="checkbox"/> その他の事由	（具体的な事由を記載してください）	事由の消滅日

【その他の事由記入例】

- ・博士論文が立体形状による表現等を含み、インターネット公表ができない。

(様式B)

博士論文のインターネット公表（九州工業大学機関リポジトリ掲載）の保留事由に係る報告書

平成 年 月 日

殿

学位の区分	課程・論文	学位の種類	博士（ ）
学位授与日	平成 年 月 日	学位記番号	
ふりがな 氏名			
論文題名			
現在の 連絡先	住所：〒 Tel： Email：		

私が執筆した博士論文（全文）について、インターネット公表の保留事由については、以下のとおりとなりましたので報告します。

（以下の□にチェックしてください。また必要箇所には記入してください。）

□【図書出版、学術誌等掲載】

項目	報告内容	出版社等の著作権ポリシーの確認結果
□ 図書出版	<input type="checkbox"/> 出版しなかった。	(全文の公表となります)
	<input type="checkbox"/> 出版済み (※出版状況は下記のとおり)	<input type="checkbox"/> 公表が可であることを確認。
□ 学術誌等への 掲載	<input type="checkbox"/> 投稿しなかった。 <input type="checkbox"/> 掲載されなかった。	(全文の公表となります)
	<input type="checkbox"/> 掲載済み (※掲載状況は下記のとおり)	<input type="checkbox"/> 公表が可であることを確認。

□【特許・実用新案出願】

項目	報告内容	公表方法について
特許・実用新案 出願	<input type="checkbox"/> 特許を出願しなかった。 <input type="checkbox"/> 出願公開済み【平成 年 月】	(全文の公表となります)
	<input type="checkbox"/> 実用新案を出願しなかった。 <input type="checkbox"/> 審査結果確定済み【平成 年 月】	

□【その他の事由の消滅】

項目	報告内容	公表方法について
その他の 事由の消 滅理由	(具体的な事由を記載してください)	(全文の公表となります)

学術機関リポジトリ登録申請書（公開許諾書）（学位論文）

平成 年 月 日

九州工業大学附属図書館長 殿

著者（自署）：_____

主査（自署）：_____

本学学位規則第20条の規定に基づき下記の学位論文（全文又は要約）を本学学術機関リポジトリに登録し、「九州工業大学学術機関リポジトリ公開利用許諾要件（学位論文）」にしたがって電子的に公開することを許諾します。

記

論文題目	(和文)
	(英文)
論文内容のキーワード (5個程度)	
著作者 (フリガナ) 氏名 学府/研究科 学生証番号	_____
連絡先 住所 〒 TEL : E-mail :	_____
学位授与年月日 (予定)	平成 年 月 日
公開の時期 (指定がある場合記入)	平成 年 月 日 以降公開
特記事項	<p>以下に該当する場合、<input checked="" type="checkbox"/>を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 博士論文の全文公開については、当該学府・研究科教授会において、やむを得ない事由があると認められたため、博士論文の全文に代えて、その内容を要約したものを提出します。</p>

※ 記載いただいた事項は、目的以外の用途には使用いたしません。

照会先

九州工業大学附属図書館リポジトリ担当

内線：3073（戸畑キャンパス）

E-mail：kyutacar@jimu.kyutech.ac.jp

リポジトリインフォメーション HP：http://www.lib.kyutech.ac.jp/kyutacar/

附属図書館 記入欄							
番号	D -	受付日	/ /	登録日	/ /	handle	10228 /
授与年度	平成 年度	学位記番号	(工 / 情工 / 生工) 博 (甲 / 乙) 第 号				

九州工業大学学術関リポジトリ公開利用許諾要件（学位論文）

平成25年4月10日
学術情報委員会決定

（目的）

1. 九州工業大学学位規則第20条の規定に基づき、博士論文全文等の公表について、九州工業大学学術関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に登録し、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第9条第3項に規定される博士の学位を授与された者が行う博士の学位を授与した大学の協力を得てインターネットの利用により公表を行ったものとするなどについて必要な事項を定めることを目的とする。

（電子的公開）

2. 九州工業大学附属図書館（以下、「図書館」という。）は、電子化された博士論文全文等（以下、「博士論文」という。）をサーバ上に複製し、その複製物をネットワークを通じて公開する。
3. 博士論文は、情報ネットワーク上の標準的なコンピュータ環境でアクセスできる状態におく。
4. 博士論文は、書誌的情報等により検索可能とする。

（博士論文の利用条件）

5. 図書館は博士論文の利用に際し、次の事項を遵守する。
 - (1) 著作物及びその標題の表現を改変しないこと。ただし、4.で規定した技術的環境において適切に表現できない部分は、省略又は他の代替物に置換する場合がある。
 - (2) 著作者名及び著作権の表示を行う。
 - (3) 公開にあたり、データの複製（印刷・ダウンロード等）は、調査研究・教育または学習を目的としている場合に限定されることを明記する。
6. 博士論文の送信範囲は、九州工業大学学内及び学外とする。
7. 博士論文の公開対象は、著作物全体とする。
8. 博士論文の利用についての対価は無償とする。
9. 図書館は、利用者が博士論文を利用した結果について、その責任を負わない。

（国立国会図書館への送信）

10. 図書館は、国立国会図書館からの通知に基づき博士論文データを送信し、同館は、国立国会図書館法及び著作権法が定める範囲において、閲覧、複写等の利用に供する。

（著作物の利用許諾等）

11. リポジトリ登録許諾者（以下、「許諾者」という。）は、著作権のうち複製権・公衆送信権について図書館及び国立国会図書館に利用を認める。
12. 許諾者以外に著作権者が存在する場合は、許諾者はあらかじめ他の著作権者から利用許諾得ておくこと。
13. 当該博士論文の利用に際して第三者との紛争が生じることのないよう、許諾者はあらかじめ関係者との調整等を行っておくこと。

（利用許諾要件の変更）

14. 公開の許諾要件の変更を希望する場合は、許諾者はその理由を付して、許諾要件の変更を申請することができる。

（その他）

15. この許諾書に記載されていない事項については、必要に応じて、許諾者及び図書館が別途協議することとする。

付 記

この要件は、平成25年4月10日から施行し、平成25年4月1日から適用する。